

## 企業等に対する新型コロナウイルス感染症の台東保健所の調査について

台東区内の企業等において新型コロナウイルス感染症の患者が発生した際には、台東保健所が感染症法に基づく積極的疫学調査を実施します。

患者の住所等が台東区外の場合には、患者が所在する自治体の保健所から依頼を受け、調査を行います。

デスクワークを中心とした企業に対しての調査の流れは以下の通りです。参考にしてください。ただし、現時点での対応であり、今後変更となる場合があります。

### 主な流れ

感染者の濃厚接触者の把握と適切な管理によりクラスターの連鎖を防ぐことを目的に以下のことを行います。

濃厚接触者とは（新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領より）患者（無症状病原体保有者を含む）の感染期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断します）。

### 「濃厚接触者となる例」

- ・昼食や夕食を一緒に食べた
- ・職場でマスクをする習慣がない 等

### 1. 調査前に準備をしていただくこと

- ・患者が在籍する部署のフロアーの見取り図（座席表を含む）
- ・患者の行動歴【発症日（無症状の場合は検査日）の2日前から最終出勤日までの期間】
- ・保健所との連絡窓口担当者を決めておく

## 2. 勤務先等に対する積極的疫学調査の実施

- ①飛沫感染対応：患者の勤務状況、最終出勤日、行動履歴の確認や勤務先等の見取り図などにより、フロアーの状況、座席の配置等を確認して濃厚接触者を決定。
- ②接触感染対応：アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム等による不特定多数が触れる場所（ドアノブやスイッチ等）の消毒について指導。

保健所は消毒場所や消毒剤等を指導します。消毒の実施は各企業でしていただきます。

★詳細は以下をご参照ください

- ・厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルス感染症消毒について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

- ・職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド

<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0811koukai.pdf>

## 3. 濃厚接触者への対応

- ①対象企業に対して、濃厚接触者のリストの作成を依頼（氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号）
- ②濃厚接触者に対して患者との最終接触日から14日間の不要不急の外出自粛を要請。併せて、健康観察とPCR検査を状況により実施するよう、自宅住所を管轄する保健所に情報提供及び依頼を実施。
- ③台東区在住の濃厚接触者に対して、健康観察とPCR検査を実施。毎日の検温と体調不良の有無を確認していただき、発熱等体調不良の時には保健所に連絡するよう伝える。無症状であっても濃厚接触者には原則PCR検査を実施。  
※PCR検査で陰性であったとしても、2週間の外出自粛の期間は短縮しません。

保健所は、濃厚接触者以外の方について、外出自粛等の行動制限はいたしません。ただし、企業が独自の判断の下に、濃厚接触者以外の方に在宅勤務を指示したり、観察期間を延ばしたりすることについては、妨げるものではありません。

保健所から各企業に対して、情報を公表するように指示することはありません。独自判断で公表する場合は、個人情報の保護や人権上の配慮に十分ご留意いただくとともに、台東保健所にもご一報いただけますようお願いいたします。

### **積極的疫学調査とは（感染症法第15条）**

積極的疫学調査とは、感染症法に基づき、保健所など行政が感染症の発生した周辺状況などの情報を収集し、発生した集団感染の全体像や感染経路及び感染源などを推定し、感染拡大の防止に役立てるものです。